

令和7年8月継続募集分 柏市営住宅 入居募集案内

以下の市営住宅の入居者を継続募集します。住宅ごとに先着順で受付を行います。1世帯1戸のみ。複数の住戸への受付はできません。

・塚崎団地7号棟 306号(単身入居不可)

・塚崎団地8号棟 405号(単身入居不可)

申込み

受付開始日時 令和7年8月1日(金)午前10時00分から

令和7年9月30日(火)午後4時00分まで

令和7年8月1日(金)午前10時00分から同日午前10時30分までに

複数名の受付があった場合には、その時間内に受付をした方で抽選を行います。

※ 住宅政策課窓口のみの受付です。電話等での受付はできません。

★市営住宅の生活は共益費と共益活動で成り立っています★

※入居後は市営住宅使用料(家賃)の支払いのほか、
共益費の支払いと共益活動(草むしりなど)があります。

お問い合わせ先

柏市 都市部 住宅政策課

TEL04-7167-1147 (平日8時30分～17時15分)

目次

募集の申込みから入居までの流れ	1
申込（入居）資格	2～4
申込方法	4
入居資格審査	5～6
入居手続き	6
入居後の注意事項	6～7
市営住宅の家賃	8
収入基準早見表	9
月収額の求め方	10～13
柏市営住宅案内図	14
募集案内図面	15

■ 個人情報の取扱いについて

- (1) 提供いただきました個人情報は、柏市及び指定管理者が次の利用目的の範囲内で利用させていただきます。
- ① 市営住宅の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
 - ② 各種情報及び連絡事項の御連絡や御案内
 - ③ 調査・統計資料の作成
 - ④ その他住宅等の管理上必要な場合
- ※業務の執行上必要なため、管理業者、修繕業者などへ個人情報を提供する場合がありますので、御承知おきください。提供する場合は業者などに対して適切な監督を行います。
- (2) 柏市及び指定管理者は「法令等の規定に基づく場合」及び「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など特別な理由があるとき」等を除き、上記利用目的以外の目的のために個人情報を第三者に提供することはいたしません。

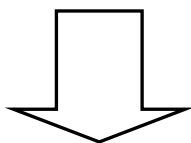
1 申込みから入居までの流れ

①受付

申込み期間

令和7年8月 1日（金）10時00分から受付開始
令和7年9月30日（火）16時00分まで

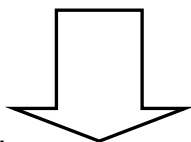
※令和7年8月1日（金）午前10時00分から同日午前10時30分までに複数名の受付があった場合には、その時間内に受付をした方で抽選を行います。



②資格審査順位の決定

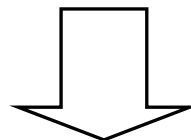
先着順に資格審査の順位を決定

※令和7年8月1日（金）10時00分から30分の間に受付の場合除く



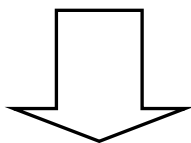
③書類の提出

入居資格審査書類の提出



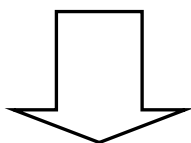
④審査

資格審査



⑤入居の手続き

入居手続



入居

住宅政策課窓口（分庁舎2の1階）にて受付簿に必要事項（住所、氏名、連絡先）を記入していただきます。

※複数の住戸への受付はできません。1世帯1戸のみ。

受付の先着順に資格審査の順位を決定します。

令和7年8月1日（金）10時00分から10時30分の間に複数の受付があった場合には、10時30分から抽選を行います。そのため、令和7年8月1日（金）10時00分にお越しになった方は30分間お待ちいただく必要があります。抽選の結果によって資格審査の順位を決定します。抽選は当日の10時30分に住宅政策課窓口にて行います。それ以降の時間帯については、先着順です。

資格審査の順番が来た方は、必要書類を指定期日までに提出してください。

受付順に資格審査を行います（※令和7年8月1日（金）

10時00分から30分の間に受付の場合除く）。

入居資格がないと判断された場合、失格です。資格審査を経て入居者が決定した時点で審査を終了させていただきます。先順位の方が失格となった場合には、次順位の方にご連絡いたします。

敷金の納入等の手続きを行います。

入居申込みから入居までおおむね2ヶ月の期間は必要です。

2 申込（入居）資格

(1) 申込者が日本国籍を有する方，又は外国人で中長期在留者の方（在留資格：永住者，日本人の配偶者等），特別永住者の方

(2) 応募月前月1日までに，柏市に住民登録し居住していること

(DV被害者の場合は，居住していれば可。)

(3) 申込者又は同居者が住宅を所有（登記簿上の名義人及び共有名義人）していないこと

※自家所有でなくなる場合（既に売買契約を締結している場合や，自宅が競売にかけられている場合）は除きます。

・入居資格審査書類の提出日までに所有権移転の登記後の謄本又は建物滅失等の登記済証を提出してください。提出できない場合は失格となります。

(4) 住宅に困窮していることが明らかであること

ア 住宅以外の建物，又は危険・不衛生な住宅に住んでいる方

イ 他の世帯との同居で著しく生活上の不便を受けている方，又は住宅がないために親族と同居することができない方

ウ 現在居住中の住宅の間取り等が，世帯構成上不適当な方

※ 現在居住中の住宅の間取りが3部屋以上の方については対象外とします。

エ 正当な理由により家主から立ち退き要求を受けている方

※ 家賃滞納や迷惑行為等による立ち退き要求は，正当な理由に該当しません。

オ 収入に比べ過大な家賃を支払っている方

【注意】都市再生機構，公社，公営住宅に入居されている方は申込できません。

建て替え決定住宅に居住している方（都市再生機構等の証明書が必要です。）及び

イ・ウ・オに該当する方は除きます。

(5) 現に同居し又は，同居しようとする親族があること

※同居できる親族には次の方も含まれます。

ア 事実上婚姻関係にある方（住民票で「夫(未届)」又は「妻(未届)」となっており，戸籍上でも他に婚姻関係がないこと）

イ 婚姻の予約をしており，入居資格審査書類の提出日までに戸籍謄本で婚姻した事が証明でき，入居日に同居できる方

- ウ 扶養を要する親族と現在別居しているが、同居が必要であり入居日に同居できる方
 エ 入居資格審査書類の提出日までに、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の
 柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（原本）又は柏市パートナー届出受
 理証明カードの写し（両面コピー）を提出できる方

※家族を不自然に分割（夫婦の別居、兄弟姉妹、祖父母と孫等）した申込み
 はできません。

※離婚協議中又は調停中の方は、入居資格審査書類の提出日までに、戸籍謄本
 で離婚した事、もしくは離婚調停手続き中である事が証明できることが条件
 です。（裁判所から発行される事件係属証明書の提出が必要です。）

（６）市税を滞納していないこと

（７）世帯の収入が次の収入基準であること

該当区分	対象の世帯	収入の基準	
一般市営住宅の 申込者	原則階層	政令月収	１５８，０００円以下
	※裁量階層	政令月収	２１４，０００円以下
改良住宅の 申込者	原則階層	政令月収	１１４，０００円以下
	※裁量階層	政令月収	１３９，０００円以下

※裁量階層とは以下の表の要件に該当する世帯です。

【表】

	裁量階層の該当要件（該当しない場合は原則階層となります。）
高齢者世帯	入居を申込み方が６０歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「６０歳以上又は１８歳未満」である場合。（６０歳以上の単身者も該当）
障害者世帯	入居を申込み方又は、同居しようとする親族のどなたかが、障害者である場合（以下の条件の方） (1) 身体障害者の１級から４級までの手帳の交付を受けている方 (2) 精神障害者の１級又は２級の手帳の交付を受けている方 (3) 知的障害者で㊤・㊤の１・㊤の２・Aの１・Aの２・Bの１・Bの２の療育手帳の交付を受けている方
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合。
※ その他、戦傷病者世帯、被爆者世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯が該当します。詳細はお問い合わせください。	

(8) 年齢の基準日は、募集受付の最終日時点とします。

(9) 住宅に同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法

住宅政策課窓口にて受付簿に必要事項を記入してください。

複数の住居への受付はできません。1世帯1戸のみ受け付けます。

- (1) 応募する方は、受付簿に必要事項を記入してください。先着順に資格審査の順番を決定します(令和7年8月1日(金)午前10時00分から同日午前10時30分までに受付した方を除く)。
なお、受付は令和7年8月1日(金)午前10時00分より開始致します。

※令和7年8月1日(金)午前10時00分から同日午前10時30分までに複数名の受付があった場合には、その時間内に受付した方で抽選を行います。また、令和7年8月1日(金)午前10時00分から同日午前10時30分までにいらっしゃった方は、10時30分から抽選を行う都合上、お待ちいただく時間があります。抽選に参加した方は抽選の結果により、資格審査の順位を決定します。

- (2) 資格審査の順番は、受付後、窓口にてお知らせします。

- (3) 資格審査の順番が回ってきたときは、電話にてお知らせします。資格審査に必要な書類は、受付簿記載の住所に郵送します。なお、資格審査の順番が回ってくる前に、入居者が決定した場合は、その住宅の募集は終了です。終了は、市ホームページ及び窓口に掲示してお知らせします。

- (4) 資格審査により、申込資格がない場合は入居できません。

5 入居資格審査

当選された方は、入居資格審査書類の提出日までに次の書類を提出してください。

提出先：〒277-0852 柏市旭町1-12-2 エレル柏ビル402号室

株式会社東急コミュニティー 柏市営住宅管理事務所

No.	提出書類	対象者
1	入居予定者全員の住民票 ※本籍地、筆頭者、続柄表示のあるもの	当選者全員
2	市県民税課税証明書・非課税証明書（18歳以上の世帯全員）	
3	納税状況の情報提供に関する同意書 ※当選された方へ後日送付します。	
4	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※入居者全員のもの、親族で入居の場合は関係のわかる戸籍謄本	
5	現在、持家が無いなど住宅に困窮している証明書等の写し ※現在の住居の賃貸契約書、更新時の契約書、家賃通帳の写し等	
6	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 戦傷病者手帳、原爆被爆者手帳のいずれかの写し	優遇措置を 受けた方のみ
7	DV被害者である証明 ※裁判所・一時保護施設等で発行の証明書等	
8	犯罪被害者である証明 ※柏市危機管理部防災安全課等で発行する証明書等	
9	落選通知（3通） ※平成25年11月募集以降の公開抽選において落選された方	該当者のみ
10	生活保護受給証明書 ※生活支援課で交付しています。	
11	単身入居の入居者資格認定のための申立書 ※当選された方へ後日送付します。	
12	雇用保険被保険者離職票、被保険者資格喪失確認書、退職証明書等の いずれかの写し ※前年1月1日以降に退職した方	
13	給与証明書の写し（最新の写しを1通） ※現在の勤務先に前年の1月2日以降に就職または転職した方	
14	婚約証明書（書式自由。原則として双方の親が署名捺印したもの。） ※入居資格審査書類の提出日までに戸籍謄本を提出してください。 提出されない場合は失格となります。	
15	その他必要と認められる書類 ※審査が終了するまでに追加請求する場合があります。	

※暴力団員の照会について

入居者及び同居者のうち成人男性について、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員であるか否かを柏警察署に照会します。照会の結果、入居資格無しと判断された場合は、失格とします。

6 入居手続き

資格審査で合格と決定された方は、入居手続きを進めていただきます。

- (1) 請け書（賃貸借契約書に代わるもの）の提出
- (2) 名義人の印鑑登録証明書の提出（請け書に実印の押印が必要です。）
- (3) 家賃3か月分の敷金が必要です。

7 入居後の注意事項

※ 家賃は、原則として口座振替となります。

- (1) 入居は、入居可能日から10日以内とします。
10日以内に入居できない場合はお申し出ください。また入居後20日以内に入居報告書等を提出していただきます。
- (2) 家賃以外に共益費（水道、外灯など共同で使用している維持管理費）がかかります。
共益費の管理及び徴収については、各団地の市営住宅入居者が実施しております。
また、共用部分の掃除等共益活動も市営住宅入居者が実施しております。

- (3) 市営北柏、塚崎団地を除き、浴槽、風呂釜等の設置費用は、入居者負担になります。
- (4) 世帯構成の変更、室内の模様替えなどは市の承認が必要です。
詳しくは、当選者にお配りする「住まいのしおり」を一読してください。
- (5) 毎年4月から家賃が変わります。
新年度の家賃を決定するため、税申告とは別に、毎年6月～7月頃に住宅政策課へ収入申告をしていただきます。
- (6) 駐車場の利用について
 - ・駐車場は、市営北柏、塚崎団地及び東十余二団地にのみ整備されています。
 - ・使用期間は許可日～翌年3月31日とします。（年度ごとに更新をしていただく必要があります。）
 - ・空き区画が無い場合、近隣の民間駐車場をご利用ください。
 - ・近隣の民間駐車場については、ご案内できませんのでご了承ください。

■ 駐車場料金表 ■

名 称	使用料 (月額)
市営北柏	5, 2 4 0 円
東十余二団地	
塚崎団地	3, 3 0 0 円

- (7) 市営住宅では、**犬・猫・小動物等を飼うこと及び餌付け又は預かることを禁止**しています。**身体障害者補助犬法に基づく介助犬は、確認証の写しを提出してください。**
- (8) 他の入居者の迷惑になる行為はしないでください。**臭いや騒音等の迷惑行為は、明渡し**の措置を行う場合があります。

※ 改良住宅以外の市営住宅においては、入居から3年を経過した後、**世帯の所得が収入基準（一般階層158,000円 裁量階層214,000円）**を超えた場合は、家賃が割増になるとともに収入超過者として認定し、**明渡し努力義務**が生じます。

また、入居から5年を経過した後、**世帯の所得が313,000円を2年続けて超えた場合**は**高額所得者**として認定し、明渡しいただきます。

改良住宅の場合も同様に、入居から3年を経過した後、**世帯の所得が収入基準（一般階層114,000円 裁量階層139,000円）**を超えた場合は、割増賃料が加算され、明渡し努力義務が生じます。

8 市営住宅の家賃

改良住宅以外の市営住宅の家賃は、次の方法で決定されます。

$$\text{月額家賃} = \text{①家賃算定基礎額} \times \text{②市町村立地係数} \times \text{③規模係数} \\ \times \text{④経過年数係数} \times \text{⑤利便性係数}$$

①家賃算定基礎額とは

入居者（世帯全員）の収入に応じて設定される家賃の基礎となる金額で、この金額は毎年度、政令によって定められます。

	区分	あなたの世帯の月収額	家賃算定基礎額
原則階層	1	0～104,000円	34,400円
	2	104,001～123,000円	39,700円
	3	123,001～139,000円	45,400円
	4	139,001～158,000円	51,200円
裁量階層	5	158,001～186,000円	58,500円
	6	186,001～214,000円	67,500円

②市町村立地係数とは

各市町村の地価の状況を勘案して、政令に基づき国土交通省が0.7～1.6までの範囲で市町村ごとに定める数値です。

柏市は、1.05と定められています。

③規模係数とは

政令に基づき、住戸の床面積（バルコニー部分等を除く住戸専用面積）を65㎡で除した数値です。

$$\text{規模係数} = \text{戸当たり住戸専用面積} \div 65 \text{㎡}$$

④経過年数係数とは

政令に基づき、市営住宅建設後の経過年数に応じた数式で設定される数値です。

$$\text{A 経過年数係数} = 1 - 0.0039 \times \text{経過年数（法改正後）}$$

$$\text{B 平成16年10月1日時点での経過年数係数（法改正前）}$$

AとBを比較して数値の低い経過年数係数で計算します。

⑤利便性係数とは

市が、市営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、市営住宅の設備、その他の当該市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.5以上1.3以下で定めます。

市営住宅の地域名称	利便性係数
根戸団地、宿連寺団地	0.7
高田団地、逆井団地、逆井第2団地、塚崎団地	0.8
東十余二団地	0.9
市営北柏、向原団地	1.0

収入基準早見表

○一般市営住宅

表1 給与所得者1人の場合の早見表（前1年間の総収入）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下

表2 事業所得者1人の場合の早見表（前1年間の必要経費控除後の所得金額）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,048,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下

○改良住宅

表3 給与所得者1人の場合の早見表（前1年間の総収入）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	2,211,999	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下

表4 事業所得者1人の場合の早見表（前1年間の必要経費控除後の所得金額）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	1,386,000	1,748,000	2,128,000	2,508,000	2,888,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下

【参 考】

- この表は、17 ページの特別控除対象者のいない世帯で収入のある方が1人の場合です。
- 総収入金額は、諸手当、賞与、税金等すべてを含めた総収入です。（表1のみ）
- 世帯員数には、遠隔地扶養者含まれます。
- 休職又は休業の扱いは、復職又は復業した日を以って就職又は始業したものとして計算します。詳しくは柏市営住宅管理事務所までお尋ねください。

9 月収額の求め方

(1) 給与所得者の場合

(就職時期により下記①、②の方法で年間収入を算出してください。)

給与所得とは給料、ボーナスなどの所得で、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入が該当します。

給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当などを含んだすべての支払金額です。(通勤手当等の非課税所得は含みません。)

計算の 順序	就職(勤務)の時期	計 算 方 法	算 出 し た 金 額																								
年間 総収入 の計算	① 現在の勤務先に前年1月1日 以前から引続き勤務してい る人	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	(注) 給与所得者が2人以上いる場合は それぞれ個別に計算してください。 年間総収入金額 円																								
	② 申込時現在の勤務先に前年 の1月2日以降就職又は転職 した人(年の途中で再就職 した場合)	$\frac{\text{再就職後の各月の収入の合計} \text{ (※通勤費、賞与を除く)}}{\text{再就職後の月数}} \times 12$ + 賞与等 = 年間の推定総収入金額 (注) 1か月未満の勤務による収入は、その月 の収入を除いて計算してください。 ※ 現在の勤務先に勤めてまだ1か月分 の給与を受けていない方は、雇用条件に もとつき支給が予定されている1か月分の 給与を12倍した年間の推定総収入金額																									
年間 総収入 金額は賞与・臨時 給与・手当などを 含めた税込み金額 です。	端数整理 (はすうせいり) 年間総収入金額または、年間推定総収入 金額が1,628,000円から6,599,999円まで の人は次の例により端数整理をする。 例 (総収入金額) (定数) 3,822,999円 ÷ 4,000円 = 958.24975円 (端数整理) (定数) 958円 × 4,000円 = 3,832,000円 (端数整理後の総収入金額) (注) 1,627,999円以下の人は 端数整理しない。		年間所得金額 円 (注) 給与所得者が2人以 上いる場合は、ここで所得を 合算してください。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間総収入金額の区分</th> <th>給与所得の計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～550,999円</td> <td>給与所得は0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>(総収入金額) - 550,000円 =</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>給与所得は1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>給与所得は1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>給与所得は1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>給与所得は1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円 =</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円 =</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円～</td> <td>(総収入金額) - 1,950,000円 =</td> </tr> </tbody> </table>				年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法	～550,999円	給与所得は0円	551,000円～1,618,999円	(総収入金額) - 550,000円 =	1,619,000円～1,619,999円	給与所得は1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	給与所得は1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	給与所得は1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	給与所得は1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =	1,800,000円～3,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円 =	3,600,000円～6,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円 =	6,600,000円～8,499,999円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =	8,500,000円～	(総収入金額) - 1,950,000円 =
年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法																										
～550,999円	給与所得は0円																										
551,000円～1,618,999円	(総収入金額) - 550,000円 =																										
1,619,000円～1,619,999円	給与所得は1,069,000円																										
1,620,000円～1,621,999円	給与所得は1,070,000円																										
1,622,000円～1,623,999円	給与所得は1,072,000円																										
1,624,000円～1,627,999円	給与所得は1,074,000円																										
1,628,000円～1,799,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =																										
1,800,000円～3,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円 =																										
3,600,000円～6,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円 =																										
6,600,000円～8,499,999円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =																										
8,500,000円～	(総収入金額) - 1,950,000円 =																										

(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金などで所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	600,000円まで	所得は0
	600,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 600,000円 =
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得は0
	1,100,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000円 =
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =

年間所得金額
 → ㊦

(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当します。

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算の方法	年間所得金額
		①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費	
		②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。	
		③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入金額(総売上高) - 必要経費 ÷ 営業月数 × 12 = 1年間の確定所得金額 (事業を始めた翌月から申込前月までの月数)	
	日雇	雇用の時期	計算の方法	年間所得金額
		①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)	
		①前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額から計算する。(所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)	

年間所得金額
 → ㊦

(4) 控除の内容及び控除額

控 除 名		控除対象者	控 除 額
一 般 控 除	基礎控除	申込み者本人及び同居者で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	1人につき10万円 (雑所得の合計額が10万円未満の場合はその額)
	親族控除	入居予定親族（申込み者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき38万円
特 別 控 除	老人扶養控 除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の人	親族控除の他 1人につき10万円
	特定扶養控 除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）	親族控除の他 1人につき25万円
	ひとり親控 除	婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（総所得金額が48万円以下の人で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る）がいて、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人	ひとり親1人につき35万円 (その者の所得から基礎控除した残額が35万円未満の場合はその額)
	寡婦控除	㉠夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で所得500万円以下の人 ㉡夫と死別し又は、離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族のある人 ㉢結婚暦のない母で、現在も結婚しておらず、扶養親族がいる人又は生計を一にする子（所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人）がいる人	申込み者本人の所得から27万円 (所得が27万円未満の場合はその額)
	障害者控 除	申込み者本人又は同居予定者のうち（下記以外もあり） ㉣中度・軽度の知的障害者（療育手帳表示B） ㉤精神保健福祉手帳の交付を受けている2・3級の人 ㉥身体障害者手帳の交付を受けている1・2級以外の 人	親族控除の他 1人につき27万円
	特別障害者控 除	申込み者本人又は同居予定者のうち（下記以外もあり） ㉦重度の知的障害者（療育手帳表示A） ㉧精神保健福祉手帳の交付を受けている1級の人 ㉨身体障害者手帳の交付を受けている1・2級の人	親族控除の他 1人につき40万円

(各種控除の計算方法)

※ 各種控除の内容は(4)により確認してください。

控 除 名	控 除 の 内 容 及 び 金 額		
年間所得金額から差し引く額です。 家族の事情によりあてはまわないものを計算していただく。	㉑基礎控除	0～10万円 × 人 = 万円	基礎控除額 円
	㉒親族控除	38万円 × 人 = 万円	親族控除額 円
	㉓老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	老人扶養控除額 円
	㉔特定扶養親族控除	25万円 × 人 = 万円	特定扶養親族控除額 円
	㉕ひとり親控除	0～35万円 × 人 = 万円	ひとり親控除額 円
	㉖寡婦控除	0～27万円 × 人 = 万円	寡婦控除額 円
	㉗障害者控除	27万円 × 人 = 万円	障害者控除額 円
	㉘特別障害者控除	40万円 × 人 = 万円	特別障害者控除額 円
			控除額合計 ㉙ 円

(5) 月収額の計算

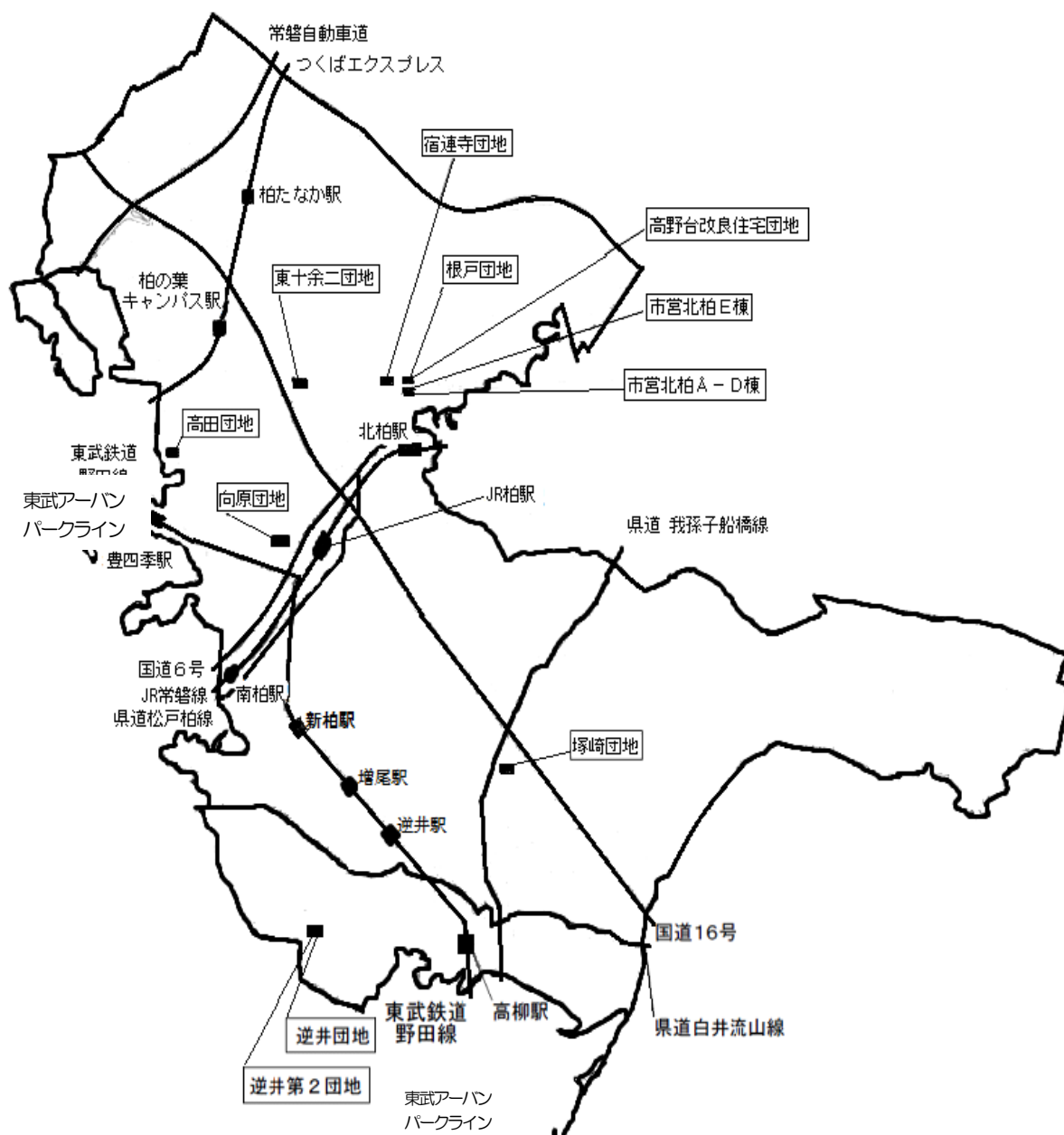
(1) から (3) で算出した年間所得金額 A をもとに各種控除額 B を差し引き月収額を計算してください。

$$\left(\begin{array}{c} \text{㉚ 円} \\ \text{年間所得金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{㉛ 円} \\ \text{控除額合計} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{㉜} \\ \text{計算した月収額} \end{array} \text{ 円}$$

㉚一般市営住宅 ㉛あなたの申込家族の月収額（月額所得額）が158,000円以下なら申し込みできます。
 裁量階層世帯なら、214,000円以下なら申し込みできます。

㉜改良住宅 ㉝あなたの申込家族の月収額（月額所得額）が114,000円以下なら申し込みできます。
 裁量階層世帯なら、139,000円以下なら申し込みできます。

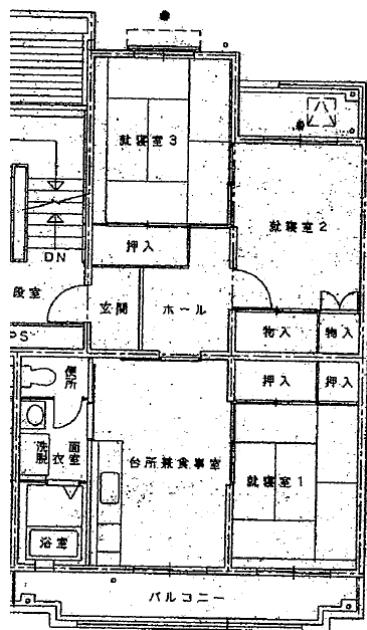
柏市営住宅案内図



交通機関

塚崎団地：柏駅東口から東武バス沼南車庫行き 25 分，大島田交差点下車徒歩 15 分

団地名	棟番号	部屋番号	間取	階数	家賃	浴槽	トイレ	単身 入居	建設 年度	間取 番号	備考
			面積㎡			釜					
塚崎団地	7号棟	306号	3DK	3	27,200~	有	洋式	不可	H9	50	
			68.7		53,300						



団地名	棟番号	部屋番号	間取	階数	家賃	浴槽	トイレ	単身 入居	建設 年度	間取 番号	備考
			面積㎡			釜					
塚崎団地	8号棟	405号	3DK	4	27,200~	有	洋式	不可	H10	52	
			68.6		53,500						

